

第3の2 パッケージ型自動消火設備

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第2条に規定するパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第29条の4	第1項	
その他		「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）
		「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）

1 用語の定義

- (1) 「Ⅰ型」とは、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）第6、第15及び第16においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。
- (2) 「Ⅱ型」とは、13号告示第6、第15及び第16においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。
- (3) 「感知部」とは、火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下この第3の2において「火災信号」という。）を発信するものをいう。
- (4) 「放出口」とは、火災の消火等のために、消火薬剤を有効に放射させるものをいう。
- (5) 「放出導管」とは、消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。
- (6) 「消火薬剤貯蔵容器等」とは、消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器、加圧用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属する部品をいう。
- (7) 「受信装置」とは、火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声で知らせ、作動装置等を起動させる旨の信号（以下この第3の2において「起動信号」という。）を発信する装置をいう。
- (8) 「中継装置」とは、火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号を受信し、及び発信する装置をいう。
- (9) 「作動装置」とは、起動信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をいう。
- (10) 「警戒区域」とは、パッケージ型自動消火設備の感知部が、発生した火災を有効に感知することができる区域をいう。
- (11) 「防護区域」とは、パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火ができる区域をいう。
- (12) 「防護面積」とは、防護区域の面積をいう。
- (13) 「同時放射区域」とは、火災が発生した場合において、作動装置又は選択弁等に接続する一の放出導管に接続される、一定の区域に係る全ての放出口から消火及び延焼防止のため

に同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域をいう。

- (14) 「本体ユニット」とは、格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置、中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）等が収納されたものをいう。

2 設置要件

- (1) I型を設置することができる防火対象物

令第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が10,000㎡以下のもの。

- (2) II型を設置することができる防火対象物

令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）。

なお、易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものとは、表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分をいう。

ア 座面（正面幅がおおむね800mm以上あるもの）及び背面からなるもの

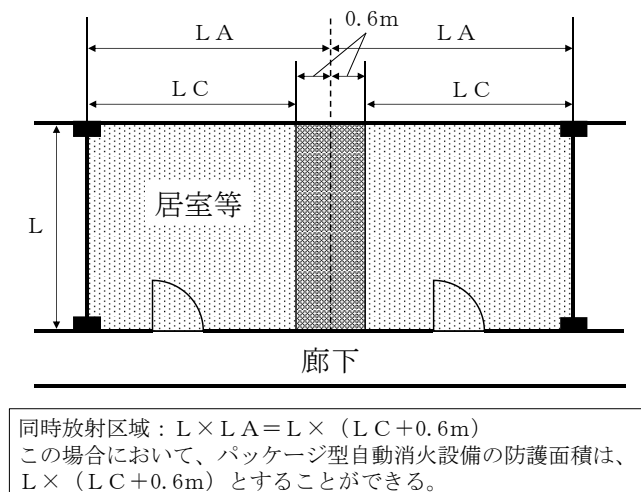
イ 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

3 I型の設置方法

- (1) 同時放射区域

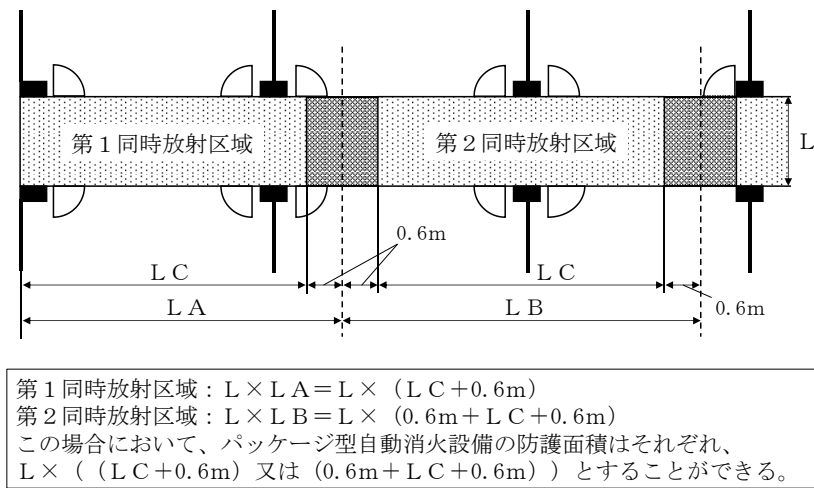
同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は、隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り、0.6m長くすることができるものであること。

ア 一の居室等を2の同時放射区域とする場合（第3の2-1図参照）



<第3の2-1図>

イ 廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合（第3の2-2図参照）



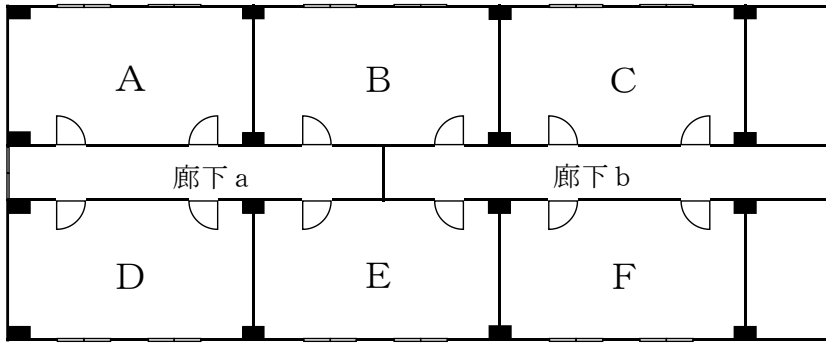
<第3の2-2図>

(2) 同時放射区域における設備の共用

消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等は、次に定めるところにより、2以上の同時放射区域において共用することができる。

ア 隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし、次の場合にあっては、この限りでない。

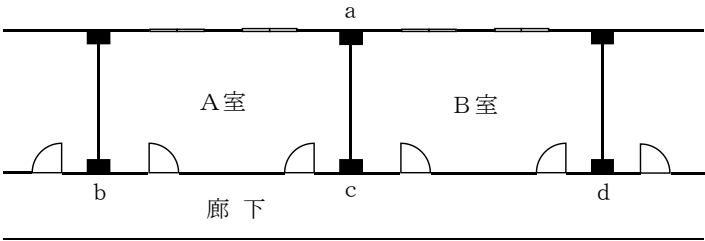
なお、この場合の隣接する同時放射区域とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのある当該同時放射区域に接している区域等を全て含むものであること。（第3の2-3、4図参照）



	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A		○					○	
B	○		○				○	○
C		○						○
D					○		○	
E				○		○	○	○
F					○			○
廊下 a	○	○		○	○			○
廊下 b		○	○		○	○	○	

備考1 ○印は、隣接するものを示す。
2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域（13㎡）で区画した場合とする。
3 各室は、一の同時放射区域となっている。

<第3の2-3図>（隣接する同時放射区域の考え方）



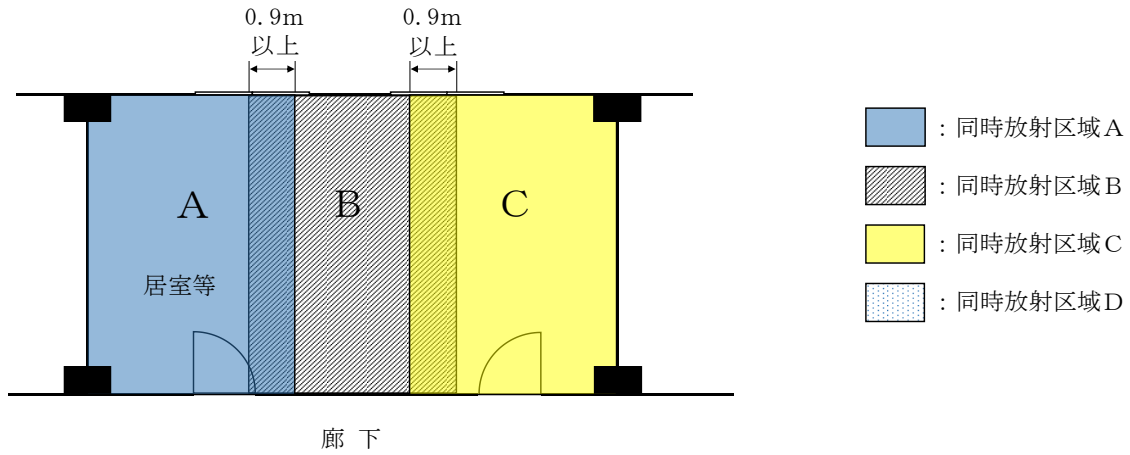
(1)	A室とB室間において共用できる場合（a－c間が右の事項を満たす場合）	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。
(2)	A室とB室間において共用ができない場合（a－c間が右の事項に該当する場合）	上記事項を満たしていない場合（例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。）
(3)	A室又はB室と廊下において共用できる場合（b－c間又はc－d間が右の事項に該当する場合）	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

＜第3の2-4図＞（隣接する同時放射区域において、
パッケージ型自動消火設備を共用する場合の取扱い）

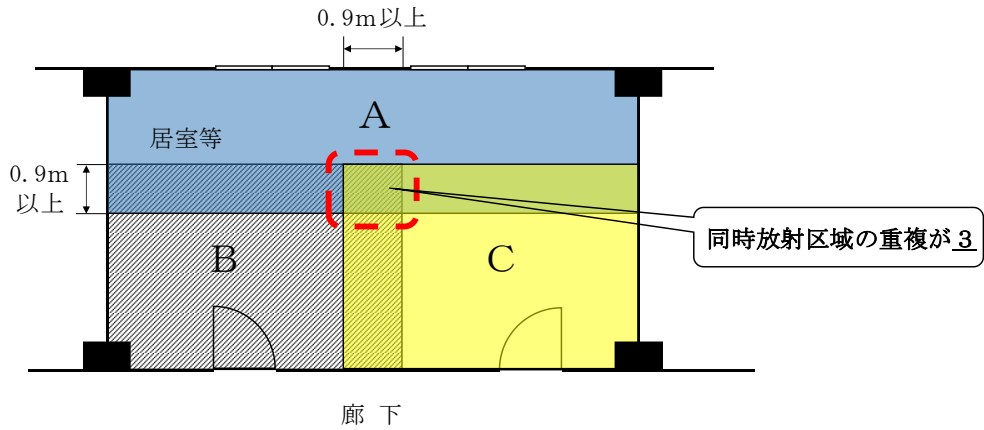
- (ア) 隣接する同時放射区域が建基令第107条若しくは第107条の2に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切り壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切り壁で区画され、かつ、開口部には防火設備である防火戸が設けられている場合
- (イ) 入所者が就寝に使用する居室以外であって、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれが少ないと認められる場所に設置する場合
- (ウ) 前(ア)又は(イ)に掲げる場合のほか、令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計が1,000㎡未満の防火対象物又はその部分に設置する場合で、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないよう次のいずれかにより設置したとき。

なお、隣接する同時放射区域間で設備を共有する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、次のaを除き、境界部分を0.9m以上重複させて設定すること。（第3の2-5図参照）

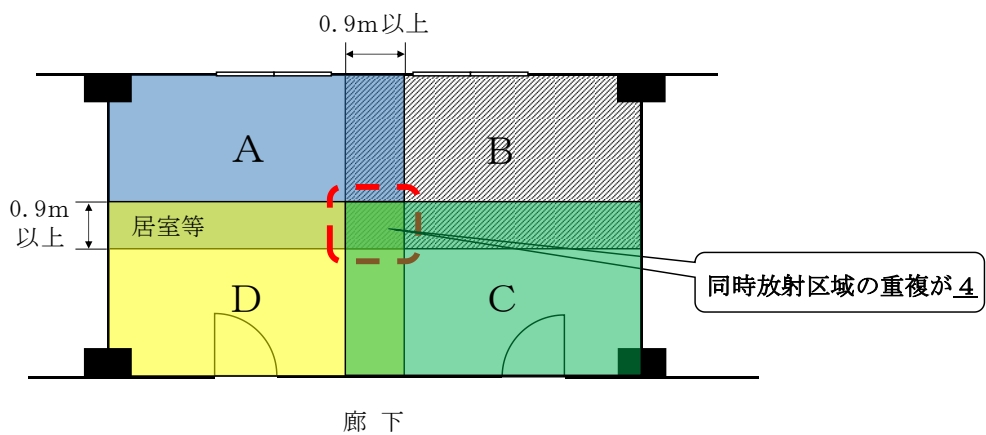
- a 一の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）等で区画されている場合
- b 一の同時放射区域に対し消火薬剤を放出した後、他の同時放射区域から異なる2以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの
- c 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が一の同時放射区域において異なる2以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置が講じられているもの
- d 同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から35cm以上下方に突出した難燃性の垂れ壁が設置されたもの（同時放射区域の重複が2を超えていないものに限る。）（第3の2-6、7図参照）



<第3の2-5図> (隣接する同時放射区域の設置方法)



<第3の2-6図> ((ウ). d の場合において設定できない例①)



<第3の2-7図> ((ウ). d の場合において設定できない例②)

イ 共用する 2 以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できるパッケージ型自動消火設備を用いること。

ウ 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても 30 秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。

(3) 本体ユニット

ア 設置場所

13 号告示第 5 第 8 号に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次のいずれかに該当する場所をいうものであること。★

(ア) 第 2「屋内消火栓設備」1. (1). ア. (ア)に掲げる場所

(イ) 屋外又は建築物の屋上（本体ユニットが屋外型のものに限る。）

(ウ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で仕上げた廊下、通路、その他これらに類する場所

イ 機器

13 号告示第 4 第 6 号(一)イ、ロ及びハに掲げる場合以外の場合には、隣接する同時放射区域間で受信装置の共用が認められていないことから、隣接する同時放射区域において、各受信装置が異なる 2 以上の火災信号を受信したときには、それぞれ対応する同時放射区域に係る選択弁等に起動信号を発信する必要があること。

4 II 型の設置方法

- (1) 13 号告示第 4 第 8 号に規定する「通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建基令第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料」（以下この第 3 の 2 において「不燃性材料」という。）とは、建基令に規定する不燃材料、準不燃材料又は難燃材料等をいうものであること。
- (2) 不燃性材料で仕上げをした試験室のみで消火性能を判定した II 型については、試験室の仕上げに用いた材料と同等以上の性能を有する材料で仕上げをした部分にのみ放出口を設置することができるが、この場合に防火対象物全体に仕上げを行う必要はなく、放出口の設置が必要な部分にのみ仕上げを行えば足りるものであること。

5 機器

パッケージ型自動消火設備は、認定品を使用すること。◇